

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 六 年 十 月 十 六 日

目 次

公安委員会規則

○岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課)

ページ
一

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十六日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則（平成二十五年岐阜県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（氏名等の閲覧）

第十一条の二 条例第六条第二項の公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二 当該使用済金属類取引業者が管理するウェブサイト有していない場合

2 条例第六条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該使用済金属類取引業者のウェブサイトへの掲載により行つものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和六年十月十六日発行

発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社